

特許法改正法律案外四件特別委員會會議事速記錄第二號

大正十年三月十七日(木曜日)午前十時二十七分開會

○副委員長(和田彦次郎君) ソレデハ今日委員長ガ御出席ニナルカ知レマセスガ、未ダ御出デニナリマセス、時刻モ迫ッテ、既ニ彙報ニ於テ御通知申上デマシタ時刻モ參リマシタ、不肖ナガラ私ガ是ヨリ開會ヲ致シマス、先日ニ引續キマシテ、御質問ガアリマシタラバ大體御質問ニナルヤウニ致シタイ

○今井五介君 私ハ此商標ノ點ニ付キチヨット伺ッテ見タイ、商標ト云フモノハ、私ノ考ヘルノニ商品トハ不可分ノモノデアリ、其商標ハ製造者ノ出シタモノハ最後迄貼付サレテ居ナケレバナラヌモノト考ヘル又ソレガ當然ノコトト考ヘル、サリナガラサウナクテハナラヌモノガ往々ニシテ途中ニ於テ其商標ヲ取リ換ヘタリシテ、他ノ商標ヲ貼付シテ販賣スルト云フ場合ガ往々アルヤウニ聞及ンデ居ル、又他人ノ商標ヲ偽造スルトカ云フヤウナ場合ハ制裁ガ設ケラレテアッテ、サウ云フ場合ニハ罰セラレタコトモ承知シテ居ルノデ、一方ニ於テハ商品ニ添付シタ商標ヲ取ッテ、雜多ノ勝手ナル商標ヲ付シタ場合ガアッテモ罰セラレタコト云フコトハ、私ハチヨット記憶ニ上ボッテ居リマセヌ、サウ云フ場合ハ何等カノ制裁ガアリ、又罰セラレタル所ノ事實ガ如何デアリマセウカ、伺ッテ置キタイト思フノデアリマス

○政府委員(宮内國太郎君) 唯今ノ御質問ニ對シテ御答イタシマスガ、元來此商標保護イタシマスノハ、其人間ノ製造販賣乃至加工選擇ニ係ルモノデアルト云フコトヲ示スノデ、同種ノ商品ノ他人ノ製品ト區別スルト云フノハ、商標ノ根本義デアラウト考ヘマスノデ、唯今ノ御説ノ如キコトモ農商務省ニ於テ此法律ヲ制定スルトキニ特許審查會ノ問題ニモナリマシタガ、斯ノ如キ法案ニ於テハ、ソコマデ立入ル事ヲ致シマセヌ、他人ノ商標ヲ偽造スル模造スルト云フモノヲ罰シマシテ、他人ガ造ッタ所ノ商品ニ付イテ居ル商標ヲ除ケテ、サウシテ自己ノ商標ヲ付ケル

ト云フノハ、其初メ造ッタ人間ノ信用ヲ害スルコトガ爲ニハナリマスマイガ、粗製濫造ノ物ヲ造ッテ他人ノ優良品ノ商標ヲソレニ付ケルト云フコトハ、優良品ノ他人ノ商品ニ損害ヲスル結果ニナリマスガ、併シ他人ガ造ッタモノヲ其商標ヲ除ケテ自己ノ商標ニシテモ、サマデ其信用ヲ害スルコトガナカラウト云フコトデ、其點マデハ立入ラナカッタ次第デアリマス

○今井五介君 尙ホ左様ノ御答デアリマスルト、商標ハ製造人ノ物ヲ取ッテ勝手ナル商標ヲ付シテモ、製造者ノ意思ニモ背カナケレバ又害ヲ及ボサナイト云フ御答デアリマスルガ、私ハサウ考ヘナイ、固ヨリ商標ト云フモノハ粗製濫造ト云フコトヲ防グ爲ニモ固ヨリ大ナル關係ヲ持ツ、商標ニシテ左様ナ薄弱ナモノデアッタナラバ如何ニシテ此製造品ノ粗製デアッタカ濫造デアッタカト云フコトヲ、最後ニ於テ使用スル者ガ認メルコトガ出來ナイ、ソレデスノ如キコトデアルト、殊ニ輸出品ニ對シテハ商標ノ趣意ニ反スル、到底粗製濫造ヲ免レナイノミナラズ、如何ニ當業者ノ製品ノ上ニ注意ヲ與ヘテ見タ所ガ、殆ンド其目的トスル信用等ヲ發揮スルコトガ出來ナイコトニナラウカト思フノデアル、ソレデ一ニ例ヲ私ハ舉ゲテ申シマスレバ、一番私ハ生絲ニ付テ長イ間從事シテ居リマスガ、ソレデ生絲ノコトモ唯今私ガ御尋ネラ致サントスルヤウナコトガアルノデ、長イ間實ハ私ハ正式デハナイガ、或場合ニ於テハ種々其事ヲ主張イタシマシタ、其點ハ御耳ニ達シタカドウカ分リマセヌガ、生絲ノ如キハ我が登錄シタ商標ヲ添付シテ横濱ニ出シマスルガケデ、横濱ニ著イテ多クハ商標ヲ取ラレテ仕舞フト云フヤウナコトデアリマスカル、私共ガ如何ニ苦心ヲシテ製造ノ上ニ如何ニ周到ナル注意ヲ致シマシテモ、横濱マデノ所ガ分ッテ、ソレ以後ニ於テハ其出シタ者ガ如何ナルモノデアアルカト云フコトハ甚ダ分ラナイノデ、從來今日迄ノ生絲ノ取引ニ於テハ、若モ過ッテ惡イモノガアレバ日本ノ絲ガ惡イト云フコトニナル、製造者其者ニハ通ジナ

イ、之ヲ例ヘテ申セバ無籍ノ者ガ或所ニ至ッテ籍ヲ設ケタト云フ事デ、生レ所ノ無イモノニナッテ仕舞フ、其爲ニ米國ニ於キマシテモ最近ハ原標ト云フモノヲ是非トモ添付スルコトヲシナケレバナラナイト云フ事デ、非常ニ亞米利加ノ機業家モ希望シテ居ル次第デアル、併ナガラ習慣ト申シマセウカ、今日デハ横濱ニ於テ生絲ニ添付スル商標ハ多ク取ラレテ仕舞フ、ソレデスヤウナコトデアリマスレバ、我國ノ最モ大切ナル所ノ生絲ナルモノガ到底其改良進步ヲ望ム事ハ出來ナイ事ニナラウト思フノデアル、是等ニ對シテハ何等カノ商標ノ上ニ於テ御取締ガナケレバ、其他ノ上ニ於テ御取締ガアレバ是ハ別デアリマスガ、若シ他ノ方面デ出來ナケレバ是非トモ其商標改正ニ對シテ、是非トモソレ等ノ條項ヲ加ヘテ戴クコトヲ私ハ切ニ希望スルノデ、茲ニ佛蘭西ノ商標ノ何ヲ見マシテモ、明カニソナ意味ノコトモ見エマスルガ、ハッキリトナッテ居リマセヌ、罰則ノ中ニ何レ各國ニ於テモ其邊ニハ大ニ注意ヲ拂ッテ居ルト思ヒマス、殊ニ日本ノ如キマデ德義ト云フヤウナコトガ甚ダ薄弱ナ國柄デアリマスレバ、是ハ德義ニ依ッテノミ置クコトガ出來ナイト思フ、是非トモ他人ノ添付シタ商標ヲ變更又ハ取換ヘタヤウナ場合ニ於テハ、格別ノ制裁ヲ與ヘルト云フコトノ、何等カノ一ツ茲ニ條項ヲ御置キラ願ヒタイト云フコトヲ希望イタシマス、其邊ニ付テモウ少シドウゾ...

○政府委員(田中隆三君) 段々御申聞ケノコトハ、實ハ當局ニ於テモ種々考慮中デ居ル點デゴザイマシテ、數年前デゴザイマスルケレドモ、既ニ此農商務省ニモ不正競争ニ關スル取締ノ法案ヲ作ルコトノ必要ガアラウト云フコトデ、草案ガ出來テ居ルヤウナ次第デゴザイマス、ケレドモ隨分種々ノ關係ニ於テ重大ナコトデアリマシテ、無論不正ノ目的ヲ以テスル取締ヲ要スベキ性質ノモノハモウ御申付ケノ通りデゴザイマシテ、何等ノ其間ニ考慮スベキコトモナカラウト思ヒマスルケレドモ、併ナガラ此商標ト云フ

モノハ大體商標法ノ一條ニモゴザイマス通り、生産
ナリ製造ナリ、加工、選擇、證明、取扱、販賣ト云フ様
ナ、總テノコトニ付テハ商標トシテ、印トシテ使フ
云フコトニナルノデアリマスカラ、ソレヲ例ヘバ三
越ノ印ヲ付ケタ商標ハ、三越ノ店デ以テ皆造ッタモノ
デナケレバナラヌト云フ迄行クコトハ必要モナシ、
又非常ニ困ッタコトニナル、各國カラ諸方ノ製造者ニ
拵ヘサシタモノ、仕入レタモノヲ三越ノ商標ヲ付シ
テ販賣スルコト云フ必要モアルノデアリマス、其點ガ
同ジ法律ヲ作リマスルニ致シマシテモ、不正ナル目
的ヲ以テ惡イ品物ニ良イシルシヲ付シタリナンドシ
テ、種々ノ損害ヲ與ヘルコトノアルヤウナハ、是非
取締ラナケレバナラヌノデアリマス、又シルシヲ書
イタ爲ニ特ニ損害ヲ及ボスヤウナ虞レノアル場合ニ
於テ、其損害ヲ受クル人々カラシテ、何等カノ方法手
段ヲ以テ、ソレ等ノ商標ヲ使用スルコトニ付テノ抗
議ヲ申込マシムベキ、何等カノ規定ガ必要デアアル、或
ハ損害賠償ニ應ゼシムル規定モ必要デナカラウカト
思ヒマス、餘程其取締ニ付テノ法規ヲ作ルノニムヅ
カシイ點ガアルノデアリマス、惡イモノニ付テ取締
ルト云フコトハ、是ハモウ極メテ必要ナコトハ明瞭
デアリマス、唯規則ヲ廣ク書キマススト云フト、今申シ
マスヤウニ、實際ニ於テ或人ガ責任ヲ以テ他人ノ造
タ物ニモ、自分ノ商標ヲ付ケテ賣ル、ト云フヤウナコ
トモ亦必要モアル、其邊ノイロノ關聯スル所モア
リマスルノデ、ナカノ其法律ヲ拵ヘマスルノニ困
難デアリマス、ケレドモ丁度今御尋ネノヤウナコト
ニ付キマシテハ、當局ニ於キマシテモ深ク其弊ヲモ
感ジテ居ル譯デアリマスルカラ、何レ或時機ニ於テ
今申シマシタヤウナ、不正競争ノ取締法ト云フヤウ
ナモノヲ作ラナケレバナラヌト云フヤウナコトニナ
ラウト思ッテ居リマス、左様御承知ヲ願ヒマス
○今井五作君 尙是ハ意見ニナリマシテハ甚ダナン
デゴザイマスガ、ドウモ私共ハ數年來主張ト申シマ
スカ、意見デアリマシタガ、今伺フ様ナ困難ナ場合モ
アラウトハ察シマスルガ、ドウモ商標ト離レテ、爲ニ
製造工業者ガ努力シタ結果ト云フモノガ殆ド現ハレ
テ來ナイノデ折角優良ナルモノヲ拵ヘテモ、ソレガ

途中ニ於テ或ハ其商標ナルモノヲ湮滅セシムルト云
フヤウナ事ハ、證明ノ上ニ於テモ如何デアラウカト、
斯ウ思フノデアリマス、唯極メテ茲ニ意見ニナリマ
シテハ相濟ミマセヌガ、輕イ意味ニ於テ、製造者ノ承
諾ヲ得タ上ハ變更スルコトガ出來ルトカ、云フヤウ
ナコトノ一條デモアリマスルコト云フト、非常ニ我々
生絲ノ如キニ於テハ極メテ有效デアラウ、米國ニ於
ケル機業家ノ如キモ、ドウモ實ニ無籍者ヲ取扱フヤ
ウナコトデ、日本ニコンナ名ノ工場ガアルカト云ヘ
バ、日本ニナイ所ノ工場ノ名ヲ付シタ商標モアル、又
我々ガ嘗テ聞イタコトノナイ所ノ商標ガ貼付セラレ
テ居ル、私ハ一昨年アチラニ參リマシテ、親シク米國
機業家ノ内容ヲ窺ッテ見マスト云フト、私共ガ多數ト
云ヒマスガ、或程度ノ生絲ヲ輸出シテ居リマスノニ
我々ノ商標ノナイノガ多イノデアアル、サウシテ見ル
ト外國貿易ト云フコトハ、我々ハ横濱迄ノコトハ責
任ヲ負フガ、横濱ヲ離レマス、其責任ハ中間者ノ責
任ニナツテ仕舞フノデアアル、幸ニ良イモノデアレバ
レモ宜シイトシマスガ、惡イモノト雖モソレヲ其苦
情ヲ聞及ンデソレニ改良ヲ加ヘルトカ、注意ヲ拂フ
トカ云フ事ノ途ガ杜絶セラレル、斯ウ云フ場合ガア
ルカラシテ、日本ノ生絲ガ如何ニ我々ガ苦心ヲ致シ
マシテモ、彼等ノ要望ニ副フ事ガ出來ナイ、是等ハ最
モ私共ノ苦痛トスル所デアリマス、獨リ我々當業者
蠶業者ノ遺憾トスル點デナクシテ、國家トシテモ誠
ニ我々ハ遺憾ナ事デアラウト思フノデアリマス、是
ハ是非其何トカ商標法ノ御改正ニ際シテ、何トカ茲
ニ今ノ取締ト申シマセウカ、一項ヲ御設ケテ願フ事
ヲ私ハ是非御考ヘテ願ヒタイ、斯ウ思フノデアリマ
ス、今ノ三越ノヤル物品（持ッテ來テ、三越ノ商標ヲ
付スルコト云フコトノ場合ハ、成程ソレモ至極御尤モ
デアアルガ生絲ノ如キハソレハ餘程趣キヲ異ニシテ
居ルノデ、是非是ガイケスト云フコトモナンドカラ
シテ、製造者ノ承諾ヲ得タル場合ニ於テハ云々ト云
フヤウナコトデモ、一ツ御考慮ヲ願ヒマシタナラバ、
我々ガ此事業ノ上ニ於テ努力スルノ張合ガアリマス
ガ、今日デハドウモ横濱迄ハ分ルガ、其後ハモウ誰ガ
製造シタカ、何處デ生ジタカト云フ事ガ分ラヌモノ

ガ亞米利加ニアルノデアアル、亞米利加カラノ苦情ハ
成程日本ニハ來ルガ、ソレガ中間ニアル所ノ人ガ承
テ、製造業者ノ方ニハ更ニ其苦情ガ來ナイノデアアル、
故ニ亞米利加カラノ苦情ハ、何時デモ日本ノ生絲ガ
惡イト云フ苦情ダケデアアル、是ハ今ノ矢張り此取締
ノ一ノ缺點デアラウカト、斯ウ思フノデアリマス、若
シモ何等カノ御取締ガアリマシタナラバ誰ノ製造シ
タモノガ斯ク斯クノ缺點ガアルト云フコトハ、直接
ニ其苦情ヲ聞クコトガ出來ル、斯ウ云フコトハ是非
何等カノ茲ニ御取締ノ御研究中デアルト云フガ、ソ
レハ御尤モデアアルガ、差當リ私共ハ目前是ハ迫ッテ居
ル、ドウカ何トカ一ツ尙ホ御考慮ヲ願ヒタイと思フ
ノデアリマス
○副委員長（和田彦次郎君） チョット今井サンニ御
相談申シマス、唯今御説ハ拜聽イタシマシタガ、如何
ニモ御尤モノヤウニ考ヘマス、是ハ質問ノ分ヨリ少
シ御意見ノヤウデゴザイマスカラ、其商標法案ニ入
リマシタ時ニ、一ツ一箇條ヲ加ヘルナリ何トカ云フ
コトニ御考ヲ願ッテ、爲スツタラ如何デアラウト思ヒ
マス
○今井五介君 承知シマシタ
○鈴木總兵衛君 私ハ前回ニ御無禮イタシマシタガ
チョット伺ヒタウゴザイマス、此特許法第六十五條ニ
「特許證主ハ特許料トシテ」云々、第一年ヨリ十五年
ニ至ル間、追ッ上ッテ居リマス、第一年八十圓、十年ニ
至ルト二百圓トナツテ居リマスガ、大體自分ガ思ヒマ
スノニ、特許ハ餘程政府ニ於テ御獎勵ニナリマシテ
モ、一般ガマダ之ニ伴ッテ發明者ガ少ナイト云フコト
ハ現然見エテ居ル、此第一年ガ毎年十圓ノモノガ、此
延ビタ範圍ニ依リマシテ毎年二百圓、殆ド二十倍ニ
ナツテ居リマスガ、是ハ今獎勵スルコト云フ時期ニ當
テ、二十倍ニスルコト云フコトハ、如何ニモ御趣意ト矛
盾シヤセスカト思フノデアリマスガ、ドウ云フ所ノ
御趣意デアリマスカ
○政府委員（田中隆三君） チョット御答申上ゲマス
ガ、大體此特許料金ノコトハ段々年月ヲ經ルニ從ッテ
相當利益モ上ッテ來ルモノトノ前提ノ上ニ、後トノ年
限ニナルニ從ッテ金額ヲ増スコトニナツテ居リマス、

サウシテ最初普通一般ノ特許年限ニ對シテハ、六十
五條ノ前段ノ方ニゴザイマス通り、十年十圓カラ五
十圓ト云フコトニナツテ居リマスノデ、其後トノ二百

○鈴木總兵衛君 質問ハ總テヲ通ジテ伺ッテ宜シウ
ゴザイマスカ

小委員ニ於テ逐條ナリ相當ノ方法ヲ御講ジニナツテ
御進行ニナルト云フコトニナリマシテハ如何デゴザ
イマセウカ、皆サンノ御意向ヲ一應伺ヒマス

圓ト云フ最高額ニ達スル場合ハ尙ホ最初ノ十五年ノ
外ニ十箇年モ年限ヲ延バス場合ニ於テ初メテ生ズル
場合デアリマシテ、是ハ減多ニナイ場合デアリマス、

○鈴木總兵衛君 尙伺ヒマスガ、辨理士法案ノ第八
條デゴザイマスガ、裁判所ニ於テ本人ト共ニ出頭ト

○副委員長(和田彦次郎君) 別ニ御異存モナイ様デ
アリマスカラ、小委員ヲ御設ケニナルト致シマスレ

金額ハ大體ノ上カラ目分量デ盛ツタノデゴザイマス
カラ、必ズ其所ニ現ハレテ居リマスル百圓トカ、二百

云フコトガゴザイマスガ、是デハ本人ヲ同行セナケ
レバ此出頭ガ出來ヌト云フコトニ見エマスガ、其本

モゴザイマスルシ、サウ多ク致シマスルモ如何カト
思ヒマス、五位位ニナサツテハ如何デアラウカト考

圓トカ云フ數字其モノノ説明ヲ申上ゲル事ハ、甚ダ
困難デゴザイマス、先ヅ前段ニ申上ゲタヤウニ、漸々

人ガ遠隔ノ地デアレバ、委任狀ヲ保持シテヤルコ
トモ出來ヌ、必ズ自分ガ出來シケレバナラヌト云

マス、此點ニ付テ御意見ガゴザイマシタラ伺ヒマス
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

長イ年限ヲ有ッテ行使シテ行ク特許ニ付テハ、後トニ
ナル程利益ヲ上ゲルコトノ厚イモノト見マシテ、即

知ノ通り裁判所ハ代理人トシテハ辯護士デナケレバ
代理行爲ヲ行フコトガ出來ナイト云フ原則ニナツテ

○副委員長(和田彦次郎君) 御異議ナイト認メマス
カラ五名ノ小委員ヲ御選ビニナルコトヲ願ヒタイト

チ茲ニ掲ゲテアリマスル所ノ料金ヲ納メルニ堪ヘ得
ルモノ、斯ウ云フ前提ノ下ニ成立ツテ居ルノデアリマ

居ルデアリマスデ、尙ホ特ニ補佐人ト云フ裁判所ノ
認可ヲ受ケテ、本人ヲ補佐スル人ヲ特ニ連レテ行ク

思ヒマス、是ハ一昨日委員長ノ申サレマシタ通り、委
員長ノ指名ト云フコトハ隨分苦シイコトデゴザイマ

ス
○鈴木總兵衛君 英、米、佛等各國ノ例ハドウ云フ風
ニナツテ居リマスカ

コト途ガ開ケ居リマスケレドモ、特ニ許可ヲ受ケタ
特別ノ場合ニ於テソレガ起ルベキコトデ、裁判所ニ

スノデ、殊ニ本日ハ私モ代理イタシテ居ル場合デア
リマスカラ選舉ニ相成ルコトヲ希望イタシタイト思

○政府委員(中松眞卿君) チョット私カラ御答ヲ申
上マス、大體ノコトヲ申上ゲマス、特許料ハ例ヘバ

出廷スル代理人ト云フモノハ辯護士デナケレバナラ
ヌト云フコトニ、外ノ法律ガチャント決ツテ居ルノ

希望イタシマス、其方ガ簡便デ宜シイト思ヒマス
○男爵高千穂宣磨君 唯今小委員ヲ選舉デ以テ御定

獨逸ニ於テハ特許ノ存續期間十五年ヲ通ジテ、是ヲ
日本ノ金ニ換算イタシマスルト、今日ノ「マーク」ノ

デアリマス、特許ノコトニ付テハ御承知ノ通り、多
少ノ技術其他ノコトニ互ル事情モゴザイマスルカラ、

メヲ願ヒタイト云フ委員長ノ御意見デゴザイマシタ
ガ、ドウカ委員長ノ御指名ニ願ヒタウゴザイマス

相場デ換算イタシタナラバ、ソレハ非常ナコトデゴ
ザイマスガ、大體戰前ノ「マーク」ノ相場デ換算イタ

此八條ニ於テ辨理士タルモノハ特ニ許可ヲ要セスデ
モ、本人ト共ニ矢張補佐ノ資格ヲ以テ裁判所ニ出頭

○副委員長(和田彦次郎君) ドウカ本當ノ委員長デ
スヲ御辭シニナツテ居ルノデスカラ、私ハ假委員長デ

シテ十五年間二千五百五十五圓ト云フコトニナツ
テ居リマス

シテ陳述スル道ヲ開キマシタ譯デ、詰リ第八條ニ依
テ辨理士ト云フモノノ、特ニ特別ノ場合ヨリモ優ツタ

甚ダ困リマスカラ……
○男爵高千穂宣磨君 ソンナラバ甚ダ僭越デゴザイ

○鈴木總兵衛君 何倍ニ當リマス、始マリノ時ニハ
日本デ十圓デアツテ、後ニ二百圓ニナル二十倍ニナッ

權利ヲ認メタコトニナル譯デアリマス
○副委員長(和田彦次郎君) 如何デゴザイマセウ

マス、若シソレデ御承引ヲ願ヘマスレバ無上ノ光榮
ト考ヘマス、木場君、片桐子爵、池田男爵、松室君、和

テ居リマスガ、其比例ヲ伺ヒタイ
○政府委員(中松眞卿君) 最初ノ日本ノ金デ今ノ

カ、尙ホ續々御質問ガ大體ニ付テゴザイマスレバ無
論引續イテ質問ニ相成ルコトヲ望ミマスルシ、左モ

田君、此五名ノ御方ニ御委任イタシタイト思ヒマス、
尙之ニ委員長ヲ加ヘテ六名ト致シタイト思ヒマス

單位デ換算イタシマス、サウシテ其後年々五十「マーク」
事ニナツテ居リマス、サウシテ其後年々五十「マーク」

ゴザイマセウケレバ此法案ハ總テ五件ニ互ツテ居
リマスカラ、隨分特許法ハ條項モ多ウゴザイマスル

○副委員長(和田彦次郎君) ソレデハ高千穂君ノ御
發議ニナリマシタ通り御異議ゴザイマセウカ

上ツテ行クコトニナツテ居リマス、十五年間ニハ……
ソレカラ英吉利ハ是ハ先ヅ九圓幾ラト「ポンド」ヲ

シ之ヲ逐條……百五十條近イモノヲ此處デ質問ヲ致
シマスル事モ會期切迫ノ場合隨分皆サンモ御差支ノ

○副委員長(和田彦次郎君) ソレデハ御異議ナイト
認メマス、ソレデハ小委員ニ御ナリニナツタ方ハ御迷

計算シマシテ、千二百七圓ト云フコトニナリマス、現
地利ハ八百二十五圓ト云フコトニナツテ居リマス、現

員長ヨリ御諮リニナツテ皆サンニ於テモ別ニ御異論
モナク殆ド御一致ノ意思デアッタヤウニ伺ヒマシテ

○副委員長(和田彦次郎君) ソレデハ御異議ナイト
認メマス、ソレデハ小委員ニ御ナリニナツタ方ハ御迷

行法ニ於ケル日本特許料ノ合計ハ二百三十一圓デゴザ
イマス、改正法律案ニ依リマスルト、都合四百十五圓

ト云フコトニナツテ居リマス

○副委員長(和田彦次郎君) ソレデハ御異議ナイト
認メマス、ソレデハ小委員ニ御ナリニナツタ方ハ御迷

感デゴザイマセウガ、會期モ切迫シテ居リマスカラ
引續イテ小委員會ヲ御開キニナルコトヲ望ミマス、
ソレデハ此委員會ハ是デ一應止メマス
午前十一時七分小委員會ニ移ル

午前十一時十分散會

出席者左ノ如シ

副委員長 和田 彦次郎君
委員

子爵片桐 貞央君

松室 致君

男爵高千穂 宣麿君

木場 貞長君

男爵島津 健之助君

岡田 文次君

鈴木 摠兵衛君

田中 源太郎君

今井 五介君

政府委員

農商務次官 田中 隆三君

特許局長 宮内 國太郎君

特許局事務官 馬場 穎一君

特許局事務官 中松 眞卿君